

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室⁽⁶⁰⁾)消費税 その24 インボイス制度導入による 影響について

Q. 令和5年10月より消費税の「インボイス制度」が実施される予定になっています。発行事業者としての登録申請が今年の10月から始まりますが、あらためてインボイス制度の内容と業務への影響を教えてください（平成31年3月号で取り上げたテーマですが、登録申請が間近になってきたことから再度取り上げます）

※松本法人会といたしましては、コロナ禍により多大な影響を受けている小規模事業者に配慮して現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持することを税制改正に関する提言として対応しています。

A.

1. インボイス制度の概要

(1) 現行制度「区分記載請求書等保存方式」のおさらい

消費税法上、消費税の算出において、控除する仕入税額については、取引先が発行した請求書等の客観的な証拠書類保存と会計帳簿への記帳が控除の要件とされています。この経理方法を「請求書等保存方式」といいます。

現行の請求書等保存方式は、「区分記載請求書等保存方式」と呼ばれるもので、2019年10月の消費税率の引き上げと軽減税率の導入にあわせ、従来の請求書等保存方式に一部変更を加えて導入されました。具体的には、請求書類と帳簿それぞれに、従来の請求書等保存方式で求められていた記載事項に加え、軽減税率対象品目についてはその旨及び税率ごとの取引金額の合計の記載が求められるようになっていきます。

(2) 適格請求書（インボイス）とは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

(3) インボイス制度とは

① 売手側

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

② 買手側

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、

一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

2. 経理部門で対応すべきこと

(1) 「適格請求書発行事業者」としての登録

制度導入に先立ち「適格請求書発行事業者」としての登録を行う必要があります。消費税法上は基準期間の課税売上が1,000万円を超えた場合はもちろん、免税事業者（基準期間の課税売上が1,000万円以下）が課税事業者を選択した場合も課税事業者となりますが、それをもって自動的に適格請求書発行事業者として登録されるわけではありません。別途登録手続きが必要となります。登録申請は、納税地を所管する税務署へ行きます。令和5年10月のインボイス制度導入と同時に制度に対応するのであれば、原則として令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

登録を受けると、「氏名又は名称」「登録番号」「登録年月日」「本店又は主たる事務所の所在地」が国税庁ホームページで公表されます。これにより、自社の情報が公開されるとともに、取引先が登録済みであるか否かを調べる事が可能になります。

(2) 請求書のフォーマット変更と業務の複雑化に備える

制度導入に伴い、請求書に記載する項目が増えるため、フォーマットの変更や、請求書発行をシステムに依存している場合には設定の変更やバージョンアップが必要となるケースもあります。

3. 免税事業者が適格請求書発行事業者になるには

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、課税選択届出書を提出し、課税事業者となる必要があります。

ただし、免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

したがって、この経過措置の適用を受けることとなる場合は、登録日から課税事業者となりますので、登録を受けるに当たり、課税選択届出書を提出する必要はありません。

(注)この経過措置の適用を受けない課税期間に登録を受ける場合については、原則どおり、課税選択届出書を提出し、課税事業者となる必要があります。

なお、免税事業者が課税事業者となることを選択した課税期間の初日から登録を受けようとする場合は、その課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに、登録申請書を提出しなければなりません。

※「インボイス制度」の基本的な内容については国税庁HPに掲載されている[リーフレット]・[パンフレット]・[Q & A]等々をご覧ください。

(税制委員会: 忠地祐一、杉山良一、宮澤潤司 グループ稿)
(監修: 関東信越税理士会 松本支部)

皆さん
こんにちは♪

『仲間とのお縁を大切に』



コモン・コンサルティング株式会社
松本市庄内
取締役 安田 優 氏

頑張ってます!!



『笑顔でお客様を
おもてなし』

穂高カントリー株式会社
安曇野市穂高牧

勝山 理沙 さん

松本市庄内にあります保険代理店を手掛けているコモン・コンサルティング(株)の安田優さん。松本法人会福利厚生制度を担当するAIG損害保険(株)のICA社員制度(独立育成制度)を経て、2020年12月に独立・開業しました。大学卒業後、音楽関係のクラブに就職し、経営者としても活躍をしておりましたが、諸事情により廃業。その後、お母様の勧めで保険会社へ就職し、未経験からスタートしましたが毎年目標を達成して起業することが出来ました。安田さんは、青年部にも積極的に参加し、たくさんの仲間の応援が独立に繋がったと青年部活動の価値をお話し下さいました。

ご家族は、奥さまと4歳のお嬢さま。コロナ禍で県外など遊びに行くことは出来ませんが、休日はお嬢さまと一日中ポケモンごっこで遊んでいるそうです。コロナが収束したら、家族でお出掛けして、思い出づくりをたくさんしたいと。趣味は、昨年からはじめたマラソン。ダイエットのために始めましたが、今では大会に出場したいと仕事・家族・趣味に意欲的な姿がとても印象的でした。

(廣田伸一編集委員)

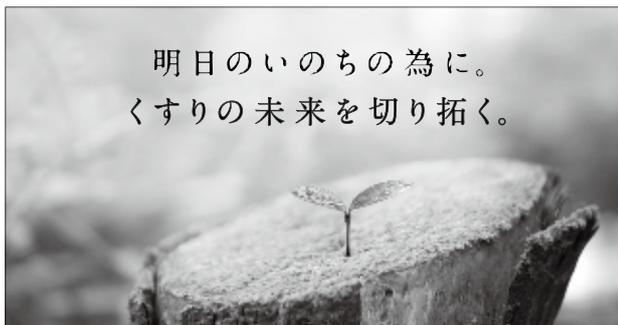
昭和47年の開場から間もなく半世紀を迎える穂高カントリークラブ。過去に関東オープンや日本女子プロゴルフなどの選手権大会を行っている事でも知名度の高いゴルフ場です。林間コースと言っても良いほど、見事な赤松などの自然林でセパレートされています。近年セルフプレーが主流となっている中、数少ない「オールキャディ付き」でのラウンドスタイルが特徴でもあります。

今回、お話をお伺いしたのは、入社6年目を迎えました、キャディ課の勝山さんです。勝山さんは、お客様が一日楽しく過ごして頂けるようにいつも笑顔で接することを心掛けているそうです。時には「ちゃんとできているかな？」と不安に思うこともあるそうですが、そういう時にこそ「笑顔、笑顔！」と言い聞かせていますと話している姿がとても印象的でした。グリーンでラインを読みその通りにカップインした時にはお客様と一緒に「やったー！」とつい声が出ちゃうことも(笑)お客様の喜んでいる姿を見ると、また頑張ろうとモチベーションも上がりやりがいい感じとおっしゃっていました。

勝山さんの益々のご活躍が楽しみです。

(菅野和光編集委員)

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

労務レポート

2022年(令和4年)4月より、職場におけるパワーハラスメント対策が中小企業の事業主の皆様にも義務になります

社会保険労務士 上 嶋 宏



6月8日の朝刊に「パワハラ自殺トヨタ和解」「企業責任を認め社長謝罪」と大きな見出しがありました。20代の男性社員が、上司からのパワハラにより適応障害を発症し自殺したことを会社が認め社長自ら遺族に謝罪したという大変厳しい内容でした。

この事件は、昨年、パワハラ防止法が施行される前に起きた事件です。もし、この法律がもっと早く施行されていたらこのような不幸な出来事は起こらなかったと思われました。

この事件と同様なパワハラが数多く起きてきたことから、労働施策総合推進法が改正され、昨年6月から大企業にパワハラ防止対策の実施が義務となりました。そして、2022年4月1日より中小企業の事業主の皆様にも義務となります。

この法律により、パワハラの実態が下記の通りにされました。

◎パワハラの実態

「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されること」と定義されました。(改正労働施策総合推進法第30条の2)

このパワハラの実態に関して厚生労働省は指針を出して説明しています。

① 優越的な関係を背景とした言動とは

指針は、「当該言動を受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるもの」と示しています。

これは、職務上の地位を背景としている場合に限らず、専門知識における優位性や集団を形成することによる優位性等様々なものが含まれ、上司

から部下に対して行われるものに限らず、先輩・後輩間や同僚間、部下から上司に対して行われるものも含まれます。

部下が上司に対して優越的な関係を持つ場合というのは、例えば、部下が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、その部下の知識・経験がないと円滑な業務遂行ができない場合や、部下が集団で上司に対して言動を行い、これに抵抗・拒絶することが困難な場合などが想定されます。

② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動とは

指針は、「社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性のない、又はその態様が相当でないもの」と示しています。

業務上必要な指導を、相当性を欠くとは言いえない範囲内(表現内容、回数、態様等の要素で判断)で行う言動は、相手がどう受け取るかに関わらず、パワハラに該当しません。

セクハラは内心の意に反していたらセクハラに該当しますが、パワハラは相手の受取方が問題になるのではなく、当該言動を客観的に見てパワハラに該当するかどうかの判断がなされます。

特に注意いただきたいのは、『注意≠パワハラ』であることです。

なぜかと言いますと、会社が組織である限り、職制に基づくパワーによる統制は、企業秩序維持の前提条件といえます。上司から部下への指揮命令、業務命令、企業秩序維持のための注意、指導もあらかじめ予定されているものであり、部下が指示命令に従わなければ従うように注意等出来ません。

ただし、注意、指導の過程において「お前はバカか」「親の顔が見たい」等々、その人格をも否定するような暴言等を吐くことがパワハラとされ

地域社会の繁栄のために。
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

るのです。

事業を展開していく上において上司から部下になされる叱咤激励、叱咤督促は不可欠です。これらをすべて排除して会社が成り立つのかと考えたとき、とても成り立つとは思えません。

注意をする際には、一時的な感情に流されることがないことがポイントとなります。

③ 労働者の就業環境が害されるとは

指針は、「当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものになったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること」と示し、その判断にあたっては、「平均的な労働者の感じ方」を基準とするものとされています。

そのため、非常にメンタルが弱い労働者がちょっと厳しく指導されたことに対して過剰に反応し、精神的ダメージを受けましたと訴えたとし

ても、直ちに「就業環境が害された」ことになるわけではありません。当該労働者の主観を基準にするのではなく、あくまで「平均的な労働者の感じ方」を基準にします。

つまり、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であれば当該労働者の就業環境が害されたと判断することになります。

以上が法に定められたパワハラ の定義となります。このパワハラを防止するため講ずべき措置については次回にお伝えしたいと思います。

上嶋社会保険労務士事務所

〒399-8101 安曇野市三郷明盛 1108-5

TEL.0263-88-6927 FAX.0263-88-6928

青年部コーナー

研修会

『“財政健全化のための健康経営プロジェクト”勉強会』

開催報告

6月22日(火)、青年部6月例会を開催いたしました。今回の例会は、現在、全法連青年部会が推進する“財政健全化のための健康経営プロジェクト”について学ぶ機会として、本プロジェクトの概要や目標についてお伝えするとともに、すでに健康経営に取り組まれている川出副部長(株)滝澤工務店)から事例報告をしていただいた後、廣田部長より当青年部での活動目標等が示されました。



事例報告をする川出副部長



女性部コーナー

研修会

『インボイス制度、新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱いについて等』

開催報告

6月17日(木)、女性部6月例会を開催いたしました。今回の例会では、今後多くの企業が対応を迫られるインボイス制度(消費税・適格請求書等保存方式)について、また、新型コロナウイルスの影響を受ける企業の皆様を知っていただきたい税務上の取扱いについて、松本税務署法人課税第一部門の新原上席調査官にわかりやすくお話をさせていただきました。

コロナの影響もあり久しぶりの例会開催となりましたが、和やかな雰囲気の中、数多くの質問やご意見も出されとても充実した例会となりました。



講師の新原上席



● **【ふるさとの食】シリーズ ⑮** ●

『信州味噌』（松本地区）
～さっぱりとした旨味と
豊かな香りを併せ持つ辛口味噌～

古くから私たちの食生活の中でとても身近な食材であった味噌。表紙でもご紹介いたしましたが、長野県は全国のおよそ半分の生産シェアを誇る産地であり、松本地区にも数多くの味噌蔵がございます。当地で作られる信州味噌は米麴と大豆、塩を原料とする米味噌で、冴えた山吹色が特徴で、さっぱりとした旨味と豊かな香りを併せ持つ辛口味噌といわれています。

信州における味噌作りの歴史について調べてみると、鎌倉時代に信濃国筑摩郡神林郷（現在の松本市神林）に生まれた僧「心地覚心」が、宗で修業した際に製造法を学び、後に自身が創建した安養寺（佐久市）で味噌作りを広めたことにはじまり、戦国時代には信

濃を治めた武田信玄が兵糧として味噌を作らせたことで、より一層信州で味噌作りが盛んになったそうです。また、信州味噌が全国的に広まった一因として、大正時代に発生した関東大震災により首都圏の味噌蔵が甚大な被害を受け、被害の少ない信州から味噌が救援物資として送られ、それを口にした大勢の人々が信州味噌の美味しさを知ったことが挙げられています。

現在も県内各地に100軒以上あるという味噌蔵では、それぞれが伝統の味を引き継ぐとともに研鑽を重ね、こだわりの味噌作りを続けています。身近にある信州味噌の魅力を改めて感じながら日々の食生活に取り入れたいですね。 （菅野和光編集委員）



**県連会長に
神澤陸雄松本法人会会長が就任**



県連新会長に就任された神澤陸雄氏

6月15日、松本市のホテルブエナビスタで（一社）長野県法人会連合会の理事会が開催され、松本法人会会長の神澤陸雄氏（キッセイ薬品工業(株)）が県法人会連合会新会長に選任されました。（任期は2年間）

県法人会連合会は県内10の法人会で構成されており、各単位会の活動をサポートしています。昭和39年

に任意団体として発足以降、これまで会長職は長野法人会から選任されていましたが今回初めて他地域からの選出となりました。

**令和3年度
全法連功労者表彰**

このほど、本年度の全法連功労者表彰が伝達され、当会からは次の方が受賞されました。こちらは長年法人会活動にご尽力をいただいた方々に感謝の意をお伝えするものでございます。受賞された皆様、誠にありがとうございます。

常任理事・組織副委員長
清水 是昭 氏 (松本ガス(株))

常任理事・研修副委員長・南部部会長
上條 栄規 氏 (株)上條器械店)

理事・研修副委員長・西部部会長
宮下 秀保 氏 (有)宮下商店)

長野県からの
お知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 県税における猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響で、納税が困難な方について、以下のようなケースに該当する場合は、納税の猶予制度がありますので、最寄りの県税事務所（本頁下部参照）にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の影響で事業に著しい損失又は給与収入の減少で納期限までに納税が困難（収入等が任意の1か月間において前年又は前々年同月比概ね50%以上減少の場合に限る）など

①徴収の猶予
(地方税法第15条)

左記には該当しないが、新型コロナウイルス感染症の影響で利益や収入が減少し、納期限までに納付が困難（又は納税できなかった。）

②換価の猶予
(地方税法第15条の5又は15条の6)

①徴収の猶予

- ▶ 次の要件に該当する場合、納税を最長1年間猶予します。（更に延長できる場合あり）
- ▶ さらに、猶予期間中の延滞金は全額免除となります。
- ▶ 猶予期間中において、税金を分割納付することもできます。

○事業に著しい損失を受けた場合

○納税者の方が営む事業について、収入の減少等により、著しい損失を受けた場合

○納税者の方の給与が、勤務先の業績低下、勤務日数の減少、解雇などにより減少した場合

※いずれの場合も、任意の1か月間における収入が前年（又は前々年）同月比で概ね50%以上減少した場合に限ります。

○災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

○ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が新型コロナウイルスに感染した場合

②換価の猶予

- ▶ 県税を一時に納付することができない場合、納税を最長1年間猶予します。（更に延長できる場合あり）
- ▶ 猶予期間中においては、税金を分割納付等することができます。
- ▶ 猶予期間中の延滞金が軽減されます。（R3年：通常8.8%を1%に軽減）さらに、任意の1か月間における収入が前年（又は前々年）同月比で概ね50%以上減少した場合は延滞金を全額免除します。

納税の猶予の手続

- ▶ 詳しい内容や手続等は、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。
お問い合わせ先（松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡の方）

【中信県税事務所】 松本合同庁舎内 電話 0263-40-1906

※ eLTAX から徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。

詳しくは地方税共同機構のホームページ (<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>) をご覧ください。

ネットで 便利に納税証明書

国税庁



令和3年7月から、納税証明書の申請から受取までの手続きをご自宅やオフィスで完結できるようになります。

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って簡単な操作でできます。

①インターネットで請求(来署不要)



e-Tax を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書請求データを作成します。

「納税証明書の交付請求書(電子交付用)」から、PDFデータを選択し、画面表示に従い必要事項を入力し、送信してください。

※ 送信及びe-Tax のメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。

※ 納税証明書を作成後、e-Tax のメッセージボックスに発行準備が整った旨を通知します。

②PDFファイルで受取



e-Tax のメッセージボックスにスマートフォンやパソコンでアクセスし、インターネットバンキング等により手数料を納付した後、電子納税証明書(PDFファイル)をダウンロードします。

電子納税証明書(PDFファイル)は、何度でもお使いいただけます。

③自分で印刷



ダウンロードした電子納税証明書(PDF)ファイルは、自宅やオフィスのプリンターから印刷ができます。

また、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷することもできます(印刷サービスの利用には別途料金がかかります)。

電子納税証明書(PDFファイル)は、何枚でも印刷してお使いいただけます。

(注) 電子納税証明書(PDFファイル)の提出方法については、あらかじめ提出先に確認してください。

e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>



e-Tax

検索

松本法人会よりインターネットセミナーのご案内

当会のホームページ内、専用バナーから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.matsumotohojinkai.or.jp/>

松本法人会

検索

で検索いただけます

視聴は無料です

何時でも、何処でも、好きなだけ

ご利用
いただけます

こんな方に最適です。

セミナーは受講したいけど
忙しくて時間がない！

▼
24時間いつでもご利用いただけます。

継続的に社員研修を行いたい！

▼
勉強会（社内研修）などに
ご活用いただけます。

受講したいセミナーが開催していない！

▼
600本以上の豊富なラインナップから
自由に選べます。

ID・パスワード

会員 ID : hj0915 パスワード : 8080

会員は専用 ID とパスワードを入れてログインする
事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

会員の方は600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め

アクティブ・エンディング
～大人の「終活」新作法～

お勧め

中小企業でも実現できるテレワーク
導入セミナー 公開期限：7月末まで

お勧め

《明るい兆し》57秒の元気術



終活ジャーナリスト / ライフ・ターミナル・
ネットワーク代表 金子 稚子



一般社団法人 日本テレワーク協会
事務局長 村田 瑞枝



人材育成コンサルタント
松崎 俊道

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	NEW テレワーク時代のスタンダード 「Zoom ミーティング」 活用セミナー(3)	久原 健司	25分	一般経営	間違いだらけの DX と 製造業の事業戦略	長内 厚	39分
	NEW 《準備三倍主義》 57秒の元気術	松崎 俊道	6分		渋沢栄一に学ぶ「論語と算盤」	福永 雅文	77分
	ウィズコロナ時代 リアル店舗のマスク接客	五味 栄里	110分		新しい時代を切り開く！ ～上杉鷹山に学ぶ危機突破力	岡田 晃	36分
	With コロナ時代の現場本質型 思考力伝達コミュニケーション	川崎 雄司	58分		中小企業が知っておきたい “AI”のこれから	加藤 忠宏	41分
	オンライン会議に最適 「Cisco Webex ミーティング」 活用セミナー	岩見 誠	18分		コロナショックを乗り切る！ 中小企業の資金繰り術	横山 悟一	59分
労務	コロナ禍で求められる労務の備え 今から会社が備え、対応すべきこと	野澤 直子	80分	税務・経理	社長と会社にお金を残すための バランスシート経営	海生 裕明	110分
	社長の「想い」が次世代につながる カンタンすぎる人事評価制度	山本 昌幸	49分		会社のお金の悩み解決講座 第1～4回	仲光 和之	56分
健康	NEW ～ココロの悩み相談～ 6. ストレスとの付き合い方	渡部 富美子	3分		認知症で困らない！ 「家族信託」活用ガイド	柴崎 智哉	54分
	NEW アフターコロナを見据えた「ひと・ まち・しごと」の新しい流れ 第2章	外園 明博	8分	経政治	SDGs をめぐる動き	浜田 節子	38分

※掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは松本法人会事務局まで TEL.0263-35-8080

「消費税申告一声運動実施中」



アフラックは、1983年より 「法人会福利厚生制度」を 受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、
そのお手伝いをする存在であり続けます。

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

Aflac

〈引受保険会社〉

アフラック

長野支社

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の
募集代理店が行います。

旧松本市内の部会の皆様へ 会費口座振替のお礼

旧松本市内の会員企業で会費の口座振替をご利用の皆様には、6月14日(月)にご指定の口座から引落をさせていただきます。厚くお礼申し上げますとともに、領収書が必要な場合は事務局(35-8080)までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

7月の予定

2日税制委員会グループ会議 5日租税教室(開智小学校) 6日租税教室(豊科北小学校) 7日女性部幹事会 8日研修委員会 9日正副会長会、7月役員会 14日青年部親睦ゴルフ大会 15日租税教室(岡田小学校) 16日租税教室(中山小学校) 20日組織委員会 28日決算説明会

決算説明会

(法人税・消費税の説明会 /6月決算法人対象)
7月28日(水)午後2時より松本市駅前会館「大会議室」
※会場設営(距離確保)、手指消毒、検温等の実施といった安全対策を行い開催いたします。ご参加いただく方にはマスクの着用にご協力をお願いいたします。なお、感染拡大状況により中止となる場合もございますがご了承願います。

訃報



松尾 恵司 氏

当会顧問(第5代会長)の松尾恵司氏が去る5月1日にご逝去されました。享年89歳。

同氏は昭和50年の青年部設立に携わり、その後厚生委員長(昭和58~59年度)、事業(研修)委員長(昭和60~平成10年度)、副会長(平成元~14年度)の要職を歴任された後、平成15年から2期4年間会長を務められました。

ここに当会発展のために賜りましたご厚情に深く感謝いたしますとともに、ご生前のご功績を偲び、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

あなたのお知り合いを紹介してください。

松本法人会の全ての会員の皆様へ “法人会やまびこ運動”ご協力をお願い

「法人会やまびこ運動」って何？

当会会員企業の皆様にお知合いやお取引先の事業所(法人・個人※支店・営業所等も)をご紹介いただき、当会へのご入会のきっかけとさせていただきます運動です。

詳しくは広報誌5月号でお配りしましたオレンジ色のチラシでご確認いただきますようお願い申し上げます。

ます。

※詳しくは事務局までお問い合わせ願います

(☎0263-35-8080)

ご協力よろしくようお願い申し上げます。



エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。



東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部



部員募集中!!

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍍)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 雑誌、イラスト、写真、データ、オーディオ、ビデオ、デジタル写真機、デジタルカメラ

素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会

めざします企業の 繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F ☎0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

社会貢献活動 献血活動ご協力のお願い



月日 **8月3日(火)**

会場 **イオン南松本店(東口)**

時間 午前 **9:30~12:00**
午後 **13:00~15:30**

* 詳しくは本号付録をご確認ください *



「短歌の里 広丘夏祭り」 来年こそは… (塩尻市)



毎年、8月14日に広丘商店街を歩行者天国にして開催される「短歌の里広丘夏祭り」。広丘商工会・広丘青年商工会が主催し、地域のお祭りとして毎年約3000人を超える来場者で盛り上がっています。昨年・今年とコロナの影響で中止となりましたが、来年(第43回)は開催され地域の皆様と交流して活気が溢れることでしょう。(廣田伸一編集委員)

毎年、8月14日に広丘商店街を歩行者天国にして開催される「短歌の里広丘夏祭り」。広丘商工会・広丘青年商工会が主催し、地域のお祭りとして毎年約3000人を超える来場者で盛り上がっています。昨年・今年とコロナの影響で中止となりましたが、来年(第43回)は開催され地域の皆様と交流して活気が溢れることでしょう。(廣田伸一編集委員)

川柳コーナー

願います

東京型が 出来ぬこと

うな重の せめてタレだけ 大盛に

もう少し お出かけ我慢 愛娘

新米

(廣田) (本号編集委員) 廣田伸一 菅野和光



企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や株価向上につながると期待されます。現在、ミレニアル世代の活躍が目立ちます。ミレニアル世代の特徴は、「デジタル技術に対する高い親和性」「モノの所有に固執せず、仲間とのつながりを大切に」「社会問題への高い関心」「高い独立意識とワークライフバランス重視」などと言われています。「健康経営」の活動は、価値観に共感するミレニアル世代の採用に繋がることでしょう。御社の価値は、何ですか?自社の価値は、〇〇です。

あとがき

松本法人会青年部では、これまでに「税」に関わる団体として、次代を担う子どもたちに「税の役割や大切さ」を伝える「租税教育活動」を活動の柱としてきました。そして、今年度から新たな活動として取り組みを始めたのが「財政健全化のための健康経営プロジェクト」です。「健康経営」は、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。

個人情報取扱いについて
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等お問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人 百瀬衛貴男
(毎月1回1日発行)
印刷所 アサカワ印刷株式会社